- 1. 件名:女川原子力発電所2号炉 基準地震動の変更が不要であることを 説明する文書に関する資料の受取
- 2. 日時:令和3年8月23日(月)
- 3. 対応者

原子力規制庁 原子力規制部 地震·津波審査部門 永井主任安全審査官、大井安全審査専門職

4. 要旨

- (1) 東北電力株式会社から、本年5月20日に提出された女川原子力発電所 2号炉における基準地震動の変更が不要であることを説明する文書に関 して、本年8月5日に実施の面談における提出資料を同面談における原 子力規制庁からの確認内容を踏まえ修正した資料が郵送により提出され た。
- (2) 原子力規制庁は、本日提出された修正資料の内容を確認するとともに、 必要に応じて、記載内容に関する事実確認を行うために面談を行う。
- 5. 提出資料
 - ・女川原子力発電所2号炉の基準地震動に対する標準応答スペクトルの影響検討(コメント回答)